

令和 8 年度 前期清掃作業従事者研修開催のご案内

主催：厚生労働大臣登録研修実施団体 一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会

1. 趣 旨

この研修会は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下 建築物衛生法）」における建築物清掃業（1号登録）及び建築物環境衛生総合管理業（8号登録）の登録要件として定められた「清掃作業従事者研修」として、建築物衛生法施行規則第 25 条第 3 号ロに定める厚生労働大臣の登録を受けた一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会が開催するものです。

2. 開催日時：

《鳴門会場》令和 8 年 8 月 21 日（金） 13 時～17 時
《徳島会場》令和 8 年 8 月 26 日（水）～ 29 日（土） 13 時～17 時
《川島会場》令和 8 年 9 月 2 日（水） 13 時～17 時



※令和 8 年 9 月 1 日（火）へ変更になりました、ご注意ください。

3. 開催会場：

《鳴門会場》鳴門・大塚スポーツパーク アミパルビューホール（住所：鳴門市撫養町立岩四枚 61）
《徳島会場》徳島ビルメンテナンス会館 3 F 研修室（住所：徳島市昭和町 2-56）
《川島会場》阿部商事株式会社（住所：吉野川市川島町山田字中須賀 98-1）

4. 研修内容：（予定）

建築物の環境衛生（清掃）	清掃の目的と従事者研修・建築物の清掃と衛生管理
	建築物衛生法と登録制度・清掃作業従事者の責任と任務
	プロフェッショナルとマナー・団体行動と人間関係
建築物内廃棄物処理	廃棄物処理と社会環境・廃棄物処理の基本
	ビルごみの処理作業
	廃棄物集積所の清掃維持と整理整頓
安全と衛生	清掃作業の労働災害・災害発生の仕組みと災害防止
	安全作業のための注意項目・第三者に対する配慮項目
	労働衛生・感染症対策

5. 受講料：¥3,000.-（消費税 10%を含みます）

6. テキスト代：1冊¥2,068.-（消費税 10%を含みます）

清掃作業従事者研修用テキスト ～建築物清掃作業従事者の手引き～

7. 受講資格：建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び同第 8 号の登録を受けている事業所及び受けようとする事業所の従事者

8. 申込方法：受講料・テキスト代を下記の口座にお振り込みいただき、別紙の受講申請書に必要事項をご記入の上、お振り込みいただいた受講料等の振込金受領書を添付して下記の申込先へ FAX にてお申し込み下さい。なお、お振り込み手数料はご負担下さい。また、原則としてお振り込みいただいた受講料等は返還いたしません。

※複数名でのお申し込みの場合は、受講料・テキスト代は一括してお振り込み下さい。

〈振込先〉 振込銀行：阿波銀行 かちどき橋支店
口座番号：普通預金 0610094
名 義：(一社)徳島ビルメンテナンス協会
会 長 多 田 英 人

〈申込先〉 (一社)徳島ビルメンテナンス協会
〒770-0942 徳島市昭和町2丁目56番地
TEL：088-625-2360 FAX：088-655-1565

9. 締 切：令和8年7月31日（金）

10. 修了証明：本研修会（前期：令和8年8～9月実施予定・後期：令和9年1～2月開催予定）の全課程を修了した方には、修了証書を発行いたします。

11. 基本的な感染対策について

- ・マスクの着用は個人の判断となります。

（感染拡大期には基礎疾患を有する方等に着用を勧めることがあります。）

- ・手指消毒の励行（各会場に手指消毒液を設置します）。

- ・受講当日に発熱症状のある方や体調のすぐれない方は、受講をお控えください。

※ 各会場、研修開始30分前より受付を行います。

(一社)徳島ビルメンテナンス協会 行
(FAX : 088-655-1565)

令和8年度 前期清掃作業従事者研修受講申請書

会 社 名			担 当 者	
会 社 住 所	〒			
電 話 番 号		F A X 番 号		
メ-ルアド-レス				

<受講申込者>※修了証書作成のため、受講者氏名は楷書ではっきりと記入して下さい。

No	受講日・会場名	氏 名 (フリガナ)	生年月日	備 考
1			S・H 年 月 日	
2			S・H 年 月 日	
3			S・H 年 月 日	
4			S・H 年 月 日	
5			S・H 年 月 日	

<振込金受領書貼付欄>

※複数名でのお申し込みの場合の受講料は一括してお振り込み下さい。

*** 個人情報の取り扱いについて ***

受講申請書に記入された個人情報については、受講当日の本人確認、修了証書の作成など、当一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会が行う本研修業務に限って利用し、第三者に提供することはありません。また、受講申請書に記入された個人情報は、研修業務の遂行に支障がない範囲で一定時間経過後、遅滞なく順次、廃棄・消去します。

一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会 会長 多田 英人